

立川市いじめ防止基本方針 新旧対照表（第二次・第三次）

立川市いじめ防止基本方針の第二次改訂（令和5年4月）から第三次改訂（令和8年8月案）における主な変更点を、新旧対照表の形式でまとめました。

第三次改訂案では、第二次改訂時よりもさらに**組織的な対応と外部専門家との連携**を強化しております。

主な改訂のポイント

策定時期	令和5年4月27日	令和8年8月（案）
市条例の名称	立川市子どものいじめ防止条例	立川市子どもをいじめから守る条例 （令和8年3月改正）
準拠する指針等	「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」（東京都）など	「いじめ総合対策【第3次】」（東京都）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（文科省）
生徒指導の構造	生徒指導の定義の再確認（提要に基づく）	提要に基づく「2軸3類4層構造」による構造的な生徒指導の実施を明記
基本的な考え方	市、学校、家庭、地域社会の役割を明確に記載	全体を整理し、社会総がかりでの一体的な対応として記載
市の組織・体制	教育委員会、審議会、調査委員会など	「いじめ監察課」の設置を新設
学校の支援体制	教育相談員、SSW、弁護士等の派遣	「スクールロイヤー」「エデュケーション・アシスタント」の配置を明記
学校いじめ対策委員会	名称は任意（「学校いじめ対策委員会」等）	校長を責任者とする組織として「学校いじめ対策委員会」の設置を明確化
学校での取組段階	4つの段階（未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処）	4段階を維持しつつ、東京都の「第3次」対策に基づき 内容を具体化・充実
その他	個人情報保護の観点を記載	生徒指導提要の中で重要な目標としている自己指導能力の育成、他3点を記載

「いじめ監察課」の新設

市の取組として、市立学校のいじめ対策を強化するための専門部署である「いじめ監察課」を設置しました。

「2軸3類4層構造」の導入

文部科学省の「生徒指導提要」に基づき、全ての児童生徒を対象とした「発達支持的生徒指導」から、特定の課題に対する「困難課題対応的生徒指導」まで、時間軸と課題性に応じた構造的なアプローチを行います。

法的・専門的支援の具体化

第二次改訂でも弁護士の派遣はありましたが、第三次では「スクールロイヤー」への相談体制が明記され、より法的な側面からの学校支援が強化されています。また、小学校低学年への「エデュケーション・アシスタント」配置など、人的な支援も強化しています。

条例の目的の明確化：

条例の名称が「防止」から「子どもをいじめから守る」に変更されたことを踏まえ、いじめから子どもの命と人権を守り通すという姿勢を協調しています。